

等級及び職制上の段階ごとの職員数

(平成30年4月1日現在)

1 行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う主事、技師、栄養士及び教諭の職務	17	26.6	主事	16	30	46.9	係員級
				教諭	1			
				計	17			
2級	高度の知識、経験を必要とする業務を行う主査、技師、栄養士及び教諭の職務	13	20.3	主査	11	30	46.9	係員級
				教諭	2			
				計	13			
3級	係長、総括主査、主任主査、主任技師、主任栄養士、主任教諭及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認めるもので町長が別に定めるものの職務	4	6.3	係長	4	4	6.3	係長級
				計	4			
4級	本庁の課長補佐、主幹、総括栄養士、総括教諭、主任教諭及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認めるもので町長が別に定めるものの職務	18	28.1	主幹	6	18	28.1	課長補佐級
				課長補佐	10			
				主任教諭	1			
				総括教諭	1			
				計	18			
5級	1 会計管理者、本庁の課長、園長、事務局長、副参事及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認めるもので町長が別に定めるものの職務 2 出先機関の長の職務	9	14.1	推進監	1	12	18.8	課長級
				所長	1			
				課長	7			
				計	9			
6級	特に重要な業務を所掌する参事、課長及びこれと同等と認められるもので町長が別に定めるものの職務	3	4.7	課長	2	3		
				参事	1			
				計	3			
合 計		64						

2 医療職給料表(三)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う保健師の職務							
				計				
2級	相当困難な業務を行う保健師の職務	1	25.0	保健師	1	3	75.0	保健師級
				計	1			
3級	困難な業務を行う保健師又は主査の職務	2	50.0	保健師	2			
				計	2			
4級	複雑、困難、責任を必要とする業務を行う主任保健師又は主任主査の職務	1	25.0	主任保健師	1	1	25.0	保健師級 主任
				計	1			
5級	特に複雑、困難、責任を必要とする業務を行う総括保健師若しくは課長補佐又は主幹の職務							保健師級 総括
				計				
6級	課長又は副参事の職務							課長級
				計				
合計		4						

3 技能職等給料表

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	自動車運転手の職務 用務員等の職務							
				計				
2級	経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 困難な業務を行う用務員等の職務							運転手級
				計				
3級	相当の技能又は経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 困難な業務を行う用務員等の職務							
				計				
4級	高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 相当困難な業務を行う用務員等の職務							
				計				
5級	運転管理長又は高度の技能若しくは経験を必要とする業務を行う自動車運転手の職務 特に困難な業務を行う用務員等の職務	2	100.0	運転管理長 事務代理	1	2	100.0	運転管理長級
				運転管理長	1			
				計	2			
合計		2						

4 企業職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的業務を行う主事、技師の職務	1	33.3	主事	1	2	66.7	係員級
				計	1			
2級	高度の知識、経験を必要とする業務を行う主査、技師の職務	1	33.3	主査	1	1	33.3	係長級
				計	1			
3級	係長、総括主査、主任主査、主任技師及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認めるもので町長が別に定めるものの職務	1	33.3	係長	1	1	33.3	係長級
				計	1			
4級	本庁の課長補佐、主幹及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認めるもので町長が別に定めるものの職務			主幹				課長補佐級
				課長補佐				
				計				
5級	課長、副参事及び複雑、困難、責任の度がこれと同等と認めるもので町長が別に定めるものの職務			副参事				課長級
				課長				
				計				
6級	特に重要な業務を所掌する参事、課長及びこれと同等と認められるもので町長が別に定めるものの職務			課長				課長級
				参事				
				計				
合 計		3						